

中世寺院の経済力 勸進 清水寺

― 願阿弥の勸進活動と成就院の成立 ―

下坂 守

(1) 清水寺入寺以前

多様な勸進活動

(A) 四条橋・五条橋の架橋

(B) 南禅寺仏殿の建立 幕府の命か

(C) 飢饉時の施行 幕府の命

(2) 清水寺の再建

伽藍再興のための勸進活動

(A) 鐘の铸造

(B) 本堂の再建

(C) 伽藍の再興

開帳―願阿弥の死去により実現せず

(3) 願阿弥以降 ― 成就院の成立 ―

(A) 伽藍の再興と維持

寺への定着・定住化

(B) 山木(清水寺山)の支配

(C) 朝倉堂(法華三昧堂)の創建

(D) 五条橋の勸進 大黒堂での勸進

一、願阿弥の勸進活動

1 [蔭涼軒日録] 寛正二年(二四六一)正月

(二十二日) 時に凶年、世上、非人乞食多し。

しかしながら願阿弥、勸進を以て供養すべきの事これを披露す。飯尾左衛門大夫をもつて願阿弥に命ずべきの由を仰せ出さる。即ちこれを命ず。

2 [碧山日録] 寛正二年(二四六一)二月

(十七日) 戊子、客曰、願阿役其徒、日々出屍

於鴨河之濫及油路坊之隙地、為叢塚多之、且建高頭樹、以資薦其靈也、余問曰、願阿何許人、

且發大慈心、以作此施耶、曰、彼越之中州人也、其家世業漁蟹、覺有殺生之報、出家修道、從人淨社、只一意馳西而已、又見仏宇・僧廬之疲坦、則必修之、五條坊之長橋、其斷久矣、往來苦掘瘡、遂求信士之施大建之、雖屬夏潦溢漲、築其中流者、屹然不絶、人皆稱之、今年又化財賑民葬死、其非慈意感發於性情者、詎克有之乎、余曰、此咸菩薩悲願力也、不能孤調自救之至也、可謂願上人名副其實者矣

3 [碧山日録] 寛正二年(二四六一)三月

(三日) 清水寺淨僧あり。是日 五候に橋下において、死尸を聚め冢を作る。その数一千二百余人と云う。

4 [経覚私要鈔] 寛正二年(二四六一)三月

(二十六日) 就中諸国の者ども乞食となり、京都へ上り集る。去年十月の比より、洛中に表満すること、幾千万という事を知らず。正月一日より室町殿(正和院殿)、五六日施行を引かれる。然れども余りに多きの間、早くこれを止めらる。それ願阿ト云う者、衆人を勧め、六角堂ノ北二町分の仮屋ヲ打テ乞食を入れ置き、毎日二ケ度、粥、味曾津(味曾)ヲ引くの処、これを食し死する者ども毎日三百人、五百人と云々。仍て廿日計り沙汰し退屈せしめ止め了んぬ。その内二營する願阿弟子二人、死去し了んぬ。また、願阿モ万死一生の病いの間、いよいよこれをさしおく。施行は第一の慈悲也。然るにかくの如くこれあるの間、一業所感の者ども、業力によつて餓死せしむるの処、慈悲に施行の哀れみを垂れ、冥慮・神慮に背くかの由を謳歌すと云々。この死人ども五条河原に堀を掘りて三町計りに理むと云々。京少路ニモ所々これを埋めらる。およそ先代未聞の事の由風聞す。但し先例あるの由申すと云々。その年号を尋ぬるべきか。

5〔大乘院寺社雜事記〕寛正二年（一四六一）五月

（六日）同じく伝説に云わく、去冬より三月比に至り、京中の人民飢死の輩、毎日五百人、或いは三百人、或いは六七百人、惣じてその数を知らずと云々。仍て勸進聖願阿弥に仰せ付けられ、六角堂前において毎日施行を引かるといへども、飢死の輩猶以て止まざるの間、無力これを略せられ了ぬ。先代未聞の事也。彼の死人悉く以て四條・五條の橋下ニ埋む。一穴ニ千人、二千人と云々。外の東西所々の死人の取り埋むる分に及ばざるは又その数を知らずと云々。五山に仰せられ、四條・五條の橋上において大施餓鬼を行わる。橋上の大行道、一山迷惑又これに過ぎず。

6〔五條橋勸進帳〕永祿九年（一五六六）四月

勸進沙門 敬白

殊に遠近の施主を催し、都鄙の懇篤を受け、山城国平安城五條橋を造立せんことを請うの状

それ切利の宮裏、金銀水精の橋、雲路に懸かり、釈迦如来、天を下りて銀河の波上に送る、烏鶺鴒紅葉の橋、翅を並べて、牽牛・織女の歡会を成す、爰に五條橋は忝なくも嵯峨天皇の勅定にして、一百餘間の橋梁、東西の大路に続き、鷹行月浦に横たわる、貴賤紅白の袂を列ねて、虹影江流に臥し、往還の緇素歩を轟かす、中嶋に一字の閣台有り、水都を去るの因縁を以つて、法城寺と号す、小野篁の魂神幽途より還りて、沓をこの所に脱ぎ置く、それより干蘭の齋会・六趣の廻向、懈ることなし、

二、清水寺の再建

7〔晴富宿禰記〕文明十年（二四七八）四月

（十六日）今日、清水寺の鐘を鑄る也。当内裏の西の辺り（土御門室町辺りか、空原）に仮屋を構えこれを鑄る。十穀坊主、本願也。（十七日）鑄鐘に参詣す。辺土近境の諸人、群を成すと云々。

（廿日）鑄るところの鐘、今日、清水寺に引き送る。洛中の諸人合力し、力車を以てこれを引く。輪、所々において破損すと云々。力車の上、鐘の傍らに風流あり。猿ならびに木振等これに乗る。見物の族、群を成す。女房・弥一丸等見物し了ぬ。

8〔親長卿記〕文明十六年（二四八四）六月

（十九日）清水寺に参詣す。今度遷坐の時、勅使参着の在所等の事、願阿上人に示し付け了ぬ。今の案也。寺家以ての外、無力、無きが如きの間、寺僧等罷り出ず。一向勸進の聖願阿これを沙汰す。御厨子を昇き奉るべきの事、寺僧難治を申すの由と云々。六角堂遷坐（去文明四年）の時、寺僧これを昇く。相替るべからずの由これを示す。状を給うべきの由これを申す。元長朝臣に相代わり、予、状を書き遣わし了ぬ。

9〔後法興院政家記〕文明十六年六月

（二十七日）是日、清水寺新造堂に本尊を移し奉る。勅使頭 弁元長朝臣参向すと云々。十穀坊主両三年の間、勸進を以てこれを建立すと云々。勅使出立に五千足、勸進聖方より下行せしむと云々。

三、江戸時代の成就院

10〔延命院書上〕元禄十六年（一七〇三）三月

本願成就院先祖へ、京七條川原遊行上人の末寺金光寺派の坊主にて御座候。この坊主学侶中へ願ひ申し候二者、諸国諸旦家勸化ならびに諸方ぶつしやう仏餉の棟領に仕りくれ候様ニと願ひ申すにつき、本堂の堂守りニ仕り、諸国ならびに参詣の諸人等へ勸化錢を申す。（中略）本願より学侶方へ、勸進の運上差越シ申し候。則ち本願先祖より勸化所かんげしよ、本堂外陣毘沙門天の小堂に御座候、本願成就院下職の事へ、御寺務南都一乘院御門跡様能ク御存知成し下され、下職ニ紛レ御座なく候。

11〔南都江願出入控〕宝曆十二年（一七六二）

古来より本堂外陣ニ本願勸化所御座候。右之場所へ平日罷り出、参詣諸人へ杓をふり、一錢二錢之勸進錢を集メ、本堂ならびに諸伽藍の修理仕ル勸進役の者ニて御座候。右年中諸参詣より乞い請け候勸進錢の運上として、毎年十二月下旬ニ、本願方ヨリ古錢壹貫貳百文、但シ閏年は壹貫三百文、一山之下役者正印と申す者を使として、執行・目代へ持せ越し候事

12〔寺格記録并願書〕永禄三年（一五六〇）

乞免

例年極月勸進錢運上の处、当春ニ至り遅滞せしむる故、甚だ以て忿噴いんぱんせられ畢おひんぬ。自今以後、油断せしむにおいては勸進所破却せられ、仏餉坊主等召し放たるべく候。件の如し。

成就院

永禄三年

観行判

執行御坊

目代御坊

両沙汰所御中

13〔寺格記録并願書〕承応二年（一六五三）

承応式年十一月廿五日、本願方より町々へ仏餉米取りに道喜と申道心申し付け遣わし候故、則ち右の道喜ヲとらへ、仏餉箱ぶつしやうばこ押さえ置き、此末右躰之儀、致さざるようニ、本願へ申し遣わし候ところ、已後致すまじきの由、申し来り候事

四、「清水寺参詣曼荼羅」の世界

14〔閑吟集〕十九

面白の花の都や、筆で書くとも及ばじ、東には祇園・清水寺、落ちくる滝の音羽の嵐に、地主の桜はちりく、西は法輪、嵯峨の御寺、廻らば廻れ水車の輪の、臨川関の川波、川柳は水にもまるゝ、

15〔閑吟集〕二十七

地主の桜はちるかちらぬか、見たか水くみ、散るやら散らぬやら、嵐こそしれ、

願阿弥関係略年表

年 号	事 項	出 典
1461 寛正 2	これより先、願阿弥、四条・五条橋を架け「南禅寺仏殿之助」に百貫を寄進する。 1/22 幕府が願阿弥に勸進をもって、飢饉で死んだ非人・乞食の供養を命じる。 5/- この頃、願阿弥、六角堂前において、施行を行う。	臥雲日件録 蔭涼軒日録 尋尊大僧正記
1478 文明10	4/16 願阿弥が、土御門室町において、清水寺の鐘を鋳る。	晴富宿弥記
11	3/- 願阿弥が、勸進状をもって、清水寺再建の資を諸国に募縁する。	成就院文書
	6/26 願阿弥の勸進によって、奈良の極楽坊曼荼羅堂において千部経供養する。	尋尊大僧正記
	12/27 幕府が、願阿弥の清水寺再建の勸進のため九州に下る	島津家文書
14	8/18 清水寺造立事始め。	長興宿弥記
	9/13 願阿弥の請いにより、朝廷が同人に「清水造営神妙之由」の勅裁を下す	旧 記 写
16	6/12 清水寺本堂の造営が終わる。	親長卿記
	9/- この頃、願阿弥、越前に下向。	蔭涼軒日録
18	4/ 3 願阿弥が、清水寺の本尊の開帳を行う。	尋尊大僧正記
	5/13 願阿弥、示寂。	碧山日録
☆1490 延徳 2	12/13 後土御門天皇が、先師の後をつぎ清水寺造営に励むべきことを宣阿に命じる。	成就院文書
★1498 明応 7	2/ 1 飯尾元長が、成就院に清水寺境内において禁制を破るものの成敗を命じる。 (「近年背往古例伐採山中竹木、剩令殺生彼山守云々」)。	成就院文書
☆1510 永正 7	11/ 5 後柏原天皇が法華三昧堂に「叡慮造立之本尊」安置を勅許する。	旧 記 写
★1512 9	2/26 山科六郷が「清水寺本願」に清水寺山木を盗伐しないことを誓う。	清水寺文書
1537 天文 6	2/26 幕府が成就院に六条八若宮八幡宮の造営を命じる。	若宮八幡宮文書
★1542 11	3/25 朝廷が、杖座修理の材木として清水寺の山木を切ろうとする。	言継卿記
★	5/27 清水寺別当が、「六代目之本願清金」に清水寺の山林の進止を安堵する。	清水寺文書
☆1545 14	後奈良天皇が、「本願清金」に清水寺の供養の執行を命じる。	成就院文書
☆1548 17	4/25 清水寺の塔供養に参詣した山科言継が、「本願」の案内をうける。	言継卿記
1560 永禄 3	成就院観行が、勸進銭運上の遅滞を執行・目代に詫びる。	清水寺文書
1573-92 天正	8/ 7 織田信長が、真乗坊の「坊屋敷・錢箱以下」すべてを本願成就院に寄付する	成就院文書
1584 天正12	1/15 前田玄以が、「科人跡」の田畠を五条橋造営の費用とし成就院に寄進する。	玄以法印下知状
1589 17	10/29 豊臣秀吉が、清水寺「本堂錢箱五ヶ所」を成就院に永代寄進する。	成就院文書
1629 寛永 6	9/10 「願」より出火、清水寺が焼失する。	孝亮宿弥日次記
10	11 本堂、再建なる。	清水寺文書
	12/26 本尊遷座。供養導師一乗院門跡代東北院、入仏役は智門院慶運。	清水寺文書
1691 元禄 4	2 「仏餉頭」宗実、成就院に届け書きを提出。	清水寺文書
1720 享保 5	12 雲龍後家の跡を受け、覚龍・正覚が仏餉頭に任命される。	清水寺文書
1738 元文 3	2 本尊の開帳 (27日～5月27日)。	清水寺文書
1742 寛保 2	6 幕府、成就院清巖に府内五畿内勸化を許可する。	清水寺文書
1748 寛延 1	3 本尊の開帳が行われる (3月3日～4月3日)。	清水寺文書
	8 仏餉頭・下仏餉の制度を廃する (翌年、再開)。	清水寺文書
1753 宝暦 3	3 本堂本尊・朝倉堂・田村堂・泰産寺本尊の開帳 (28日～4月19日) 奥の院・子安塔の本尊、宝徳寺阿弥陀如来の開帳。	清水寺文書 清水寺文書
1773 安永 2	3 本尊の開帳 (3月15日～50日間)。	清水寺文書

[中世以前]

(注) ☆印は、本願が行った造営事業に関わる事項を示す。

(注) ★印は、本願の山木支配に関わる事項を示す。